

小児慢性特定疾病医療費助成制度における郵送申請の受付について

沖縄県保健医療部地域保健課

沖縄県では、昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を踏まえて、小児慢性特定疾病医療費助成にかかる各種申請手続きを郵送でも受け付けております。

※申請書等の様式は以下沖縄県のHPに掲載しておりますので、適宜ご活用ください。

(<https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/hoken/chiikihoken/boshi/shouman-shinsei.html>)

郵送申請における注意事項

- ① 郵送で申請される場合は、**送付・到着確認が取れる郵送方法**（書留郵便・レターパック・内容証明郵便等）を推奨します。※郵送費用は申請者にてご負担願います。
- ② **申請書の到着が確認できない場合は**保健所での申請を受け付けることができません。
※郵送事故等による紛失や損害、誤認によるトラブル（申請者側は郵送した認識であっても、保健所側で確認がとれない等）においては、申請が受理されない場合がありますので、その旨ご留意ください。
- ③ **書類の不備・記入漏れ等がある場合**も保健所での申請を受け付けることができません。
その場合、追加の書類提出又は書類への追記等を申請者のご負担でお願いすることになります。
※書類不備や記入漏れがあった場合、担当者から連絡を行う場合がございます。そのため**申請書には日中連絡が可能な携帯電話番号等を必ず記入していただくよう**お願いいたします。連絡がとれない場合は申請が受理されない場合があります。
- ④ 本来窓口にお持ちいただく**受給者証や身元確認書類（運転免許証等）**について、申請書類を郵送される場合はその写しを添付してください。
※写しはA4サイズの用紙にコピーをお願いします。
- ⑤ 申請後、承認された場合の**有効期間開始日は保健所の受付日※**からとなります。医療機関から医療意見書をお受け取りになりましたらお早めに申請をお願いします。
また、必要書類の取得に時間を要する等、申請の際に留意事項がございましたら予めお電話にてご相談ください。
※申請書に不備がなければ、消印日を受付日として取り扱います。
- ⑥ 申請先は現在お住まいの住所地を管轄する保健所になります。
【郵送先】各保健所 地域保健班 小児慢性特定疾病担当あて
⇒例：〇〇保健所 地域保健班 小児慢性特定疾病担当あて